

伴走型経営支援特別貸付の ご案内

令和4年4月1日現在

こんなメリットがあります!



- 借り入れ時の信用保証料を軽減します
(事業者負担の保証料が年0.2%相当額になります)

※セーフティネット保証を利用の場合の保証料

◆保証料の例◆

融資金額2,000万円、融資期間10年、据置期間2年の場合

保証料額: 保証料補助により108万8千円→25万6千円となり、
83万2千円の負担軽減になります

- 金融機関の継続的な伴走支援により、
経営改善の取組を後押しします

その他にも...



- 据置期間を最大5年まで設定できます
- 既往借入金の借換えが可能です

R4~拡充!!

県制度融資の既往借入金に限らず、兵庫県信用保証協会付の既往借入金まで広く借換えが可能となります!



制度の詳細は裏面へ

伴走型経営支援特別貸付の内容

令和4年4月1日現在

金融機関の伴走支援を受け、経営改善等に
取り組む場合、保証料負担を軽減します

対象者：新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少しており（※）、

経営行動計画を策定した中小企業者、個人事業主

（※）セーフティネット保証4号、5号(要件あり)の認定取得、
または所定の売上減少要件を満たすこと（チラシ下部参照）

信用保証料：下記の通り、**保証料が軽減**されます

【セーフティネット保証4号・5号利用の場合】

事業者実質負担保証料率：**0.2%**

【上記以外の保証を利用の場合】

保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
事業者実質負担保証料率(%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20



利率：年**0.9%**（固定） 限度額：**6,000万円**

期間：**10年（据置5年）**以内

資金使途：運転・設備資金、県・神戸市制度融資等の借換資金

【売上減少要件について】

◆セーフティネット保証5号を利用の場合（次のアまたはイのいずれかに該当すること）

ア. 売上高等減少率15%以上

イ. 売上高等減少率が15%未満である場合、最近1か月間に対応する前年同月の売上高がコロナ前決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少

◆上記以外の保証を利用の場合（次のウまたはエのいずれかに該当すること）

ウ. 最近1か月間の売上高が前年同月と比較して15%以上減少

エ. 最近1か月間の売上高が前年同月と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高がコロナ前決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少

※取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。
また、主な内容を記載しているため、上記以外の要件等がある場合もあります。

詳しくは、ホームページをご覧ください

https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr08/ie05_000000031.html



<問い合わせ先>



※ 融資申込は取扱金融機関が窓口となります
取扱金融機関又は兵庫県産業労働部地域経済課へ
電話 078-362-3321(地域経済課)